

県税のあらまし

個人の県民税

納める人

毎年1月1日現在

1 県内に住所がある個人……均等割と所得割

2 県内に事務所・事業所又は家屋敷があり、その所在する市町内に住所がない個人……均等割のみ

(注) 課税や納税の事務は、個人の市町村民税といっしょに市町で行っています。

納める額

- 均等割……年1,500円(うち500円は森林環境税分です。)
- 所得割……課税所得金額の4%

所得割の税額の計算方法

$$\text{前年の収入金額} - \text{必要経費(専従者控除を含む。)} \text{又は給与所得控除額} = \text{所得金額}$$

$$\text{所得金額} - \text{所得控除} = \text{課税所得金額}$$

$$\left(\text{課税所得金額} \times 4\% \right) - \left(\text{税額控除額} + \text{調整控除額} \right) = \text{税額}$$

- (注) 1 退職所得については、その他の所得と区分して退職所得に係る税額表により算出した税額によります。
2 土地などの譲渡による譲渡所得などについては、他の所得と区分して税額が計算されます。
3 調整控除とは、税源移譲に伴う所得税と個人住民税の人的控除額の差額に起因して発生する負担増を調整するために設けられた税額控除の制度です。

各種控除

1 給与所得控除

給与収入の金額	控除額
162万5千円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	収入金額 × 40%
180万円超 360万円以下	収入金額 × 30% + 18万円
360万円超 660万円以下	収入金額 × 20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	収入金額 × 10% + 120万円
1,000万円超	収入金額 × 5% + 170万円

2 事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専らその事業に従事する人がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額

白色申告 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額

- 500,000円(ただし、配偶者である事業専従者については860,000円)
- 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

3 所得控除

項目	控除額
1 雑損控除	次のいずれか多い金額 (損失額 - 保険等により補てんされた額) - (所得金額 $\times \frac{1}{10}$) (災害関連支出額 - 保険等により補てんされた額) - 5万円
2 医療費控除	(医療費 - 保険等により補てんされた額) - (10万円又は所得金額 $\times \frac{5}{100}$ のいずれか低い額) 控除限度額200万円
3 社会保険料控除	支払った金額
4 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額
5 生命保険料控除	支払った保険料が 15,000円以下 支払った金額 15,000円を超え40,000円以下 (支払った金額 $\times \frac{1}{2}$) + 7,500円 40,000円を超え70,000円以下 (支払った金額 $\times \frac{1}{4}$) + 17,500円 70,000円を超える場合 35,000円 (一定の要件に該当する個人年金保険の保険料については、 別枠で上記と同様に算出した金額を控除します。)
6 地震保険料控除	支払った地震保険料の金額 50,000円以下 支払った金額の $\frac{1}{2}$ 50,000円超 一律25,000円
	【経過措置】 長期損害保険料控除(平成18年末までに契約締結したもの) 従前の損害保険料控除が適用されます。
	地震保険料と長期損害保険料の両方がある場合 合計して上限25,000円 (長期損害保険部分は上限10,000円) 一つの損害保険契約が、地震保険契約と長期損害保険契約のいずれにも該当する場合は、 地震保険料控除又は長期損害保険料控除のどちらか一方の控除しか受けられません。
7 寄附金控除	都道府県、市町村若しくは特別区、住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社に対して 寄附を行った場合につき次のいずれか低い方の金額 [上記に対する寄附金の合計額] - 10万円 年間所得金額 $\times 25\%$
8 障害者控除	26万円(特別障害者は30万円)
9 寡婦(寡夫)控除	26万円(前年所得が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する寡婦は30万円)
10 勤労学生控除	26万円
11 配偶者控除	33万円(配偶者が70歳以上の場合は38万円、同居の特別障害者の場合は56万円、 同居の特別障害者が70歳以上の場合は61万円)
12 配偶者特別控除	最高33万円(配偶者に所得があれば、所得に応じて減額されます。なお、配偶者控除を受ける場合には0となります。)
13 扶養控除	扶養親族1人につき33万円(16歳~22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) [同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円(特別障害者の場合は68万円) 同居の特別障害者の場合は56万円(16歳~22歳の場合は68万円、70歳以上の 場合は61万円)]
14 基礎控除	33万円

申告と納税

1 申告

- (1) 申告期限は3月15日です。
- (2) 所得税の確定申告書を提出した場合には、個人の県民税の申告書を提出する必要はありません。

この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。

- (3) 給与所得のみの方は申告書を提出する必要はありませんが、雑損控除、医療費控除などを受けようとする場合は、期限までに申告書を住所所在地の市町に提出してください。

2 納税

- (1) 給与所得者については、通常6月から翌年の5月までの12回に分けて毎月の給料から差し引かれて、納めることになっています。
- (2) 給与所得者以外の所得者については、通常6月・8月・10月・翌年1月の4回に分けて、市町から送付される納税通知書によって納めることになっています。

寄附金控除について（所得控除から税額控除に変更）

[平成20年中に寄附されたものを控除対象に、平成21年度分の個人県民税から適用されます。]

寄附金控除について控除される額が拡大されました。

- (控除限度額)総所得金額等の30%
- (適用下限額)10万円 5千円

地方公共団体に対する寄附金（適用下限額 5,000円）

総所得金額等の30%を控除限度額として、下記の合計額が税額から控除されます。

基本控除額:(寄附金 - 5,000円)×10%

特例控除額:(寄附金 - 5,000円)×(90% - 0~40%)

【所得税の限界税率】

(の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度)

愛媛県共同募金会、日本赤十字社愛媛県支部及び県条例で指定した寄附金（適用下限額 5,000円）

総所得金額等の30%を控除限度額として、税額から控除されます。

(寄附金 - 5,000円)×10%

法人の県民税

納める人

- 1 県内に事務所・事業所がある法人……均等割と法人税割
- 2 県内に事務所・事業所を有しないが、寮・宿泊所・クラブなどを有する法人……均等割のみ
- 3 県内に事務所・事業所又は寮などがある法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの……均等割のみ（収益事業を行うものは、均等割と法人税割）

平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から、法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものは非課税となります。

納める額

●均等割

法人などの区分	平成17年3月31日以前に開始した事業年度	平成17年4月1日以後に開始した事業年度	
	税 率	税 率	(左のうち森林環境税注1)
資本金等の額(資本金等の額又は連結個別資本金等の額。相互会社にあつては純資産額。以下同じ。)が50億円を超える法人	年額 800,000円	年額 840,000円	(40,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 540,000円	年額 567,000円	(27,000円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 130,000円	年額 136,500円	(6,500円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 50,000円	年額 52,500円	(2,500円)
上記以外の法人など	年額 20,000円	年額 21,000円	(1,000円)

●法人税割

法人税額の…… 5.8% (5% 注2)

(注1)「森林環境税」として従来の税率に5%相当額を加算して負担いただくものです。

(注2)()内の税率は、資本金の額又は出資金の額が1億円以下で、かつ、法人税額(分割法人にあつては分割前の額)が年1,000万円以下の法人に適用されます。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人)	(1) 予定申告	前事業年度の法人税割額 $\times \frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ + 均等割額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	(2) 仮決算に基づく中間申告	法人税額 \times 税率 + 均等割額	
確定申告		(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については3か月)以内
修正申告	法人税について修正申告したとき又は更正を受けたとき	(法人税額 \times 税率 + 均等割額) - 既納付額	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人など並びに人格のない社団又は財団で法人税の課されないもの		均等割額	4月30日

(注) 1 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人の法人税額は、関係都道府県ごとの従業者数を基準にして、あん分計算した税額を申告し、納税します。

2 連結法人、解散法人及び合併法人の申告については、特別の定めがあります。

森林環境税

納める方式	県民税均等割上乗せ課税方式（法定普通税）																		
納める人	県内に住所、事業所などがある個人・法人 （個人県民税及び法人県民税の均等割の納税義務者）																		
納める額	<p>個人 年額500円 法人 県民税均等割標準税率の5%相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本等の金額の区分</th> <th>標準税率</th> <th>上乗せ額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円超</td> <td>800,000円</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>10億円超50億円以下</td> <td>540,000円</td> <td>27,000円</td> </tr> <tr> <td>1億円超10億円以下</td> <td>130,000円</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>1,000万円超1億円以下</td> <td>50,000円</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td>20,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額の区分	標準税率	上乗せ額	50億円超	800,000円	40,000円	10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	1,000万円超1億円以下	50,000円	2,500円	上記以外	20,000円	1,000円
資本等の金額の区分	標準税率	上乗せ額																	
50億円超	800,000円	40,000円																	
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円																	
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円																	
1,000万円超1億円以下	50,000円	2,500円																	
上記以外	20,000円	1,000円																	
納める方法	<p>個人県民税は、給与所得者の場合は、雇用主が給与から「天引き」して市町に納税し、それ以外の事業所得者等は、市町から送られてくる納税通知書により納税することになります。市町は、とりまとめた税を県に払い込みます。 法人県民税は、法人が県に申告納付します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>個人の場合</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法人の場合</p> </div> </div>																		
実施期間	実施期間は5年間とし、期間満了時に見直し・検討を行います。																		

森林環境税は、平成17年4月1日から導入しました。

県民税利子割

納める人

銀行、郵便局、信用金庫等金融機関等から預貯金などの利子等の支払を受ける人が負担する税金で、金融機関等が利子等の支払の際に徴収し、県に納めます。

納める額

支払を受けるべき利子等の額の…………… 5 %

課税対象

- 1 公社債の利子、預貯金等の利子等
- 2 生命保険、損害保険等をベースにした財形貯蓄に係る差益
- 3 国外公社債等の利子等で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの
- 4 私募投資信託等の収益の分配に係る配当等
- 5 国外私募投資信託等の配当等で国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの
- 6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等
- 7 定期積金及び掛金に係る給付補てん金、抵当証券の利息等

(注) 割引債の償還差益については、課税対象外となっています。

非課税

次の利子等については、課税されません。

- 1 障害者等の郵便貯金、少額預金、少額公債の利子等
- 2 財産形成住宅貯蓄及び財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益
- 3 所得税法等において非課税とされる一定の利子等
- 4 非居住者又は外国法人が支払を受ける利子等
- 5 所得税法等において非課税とされる一定の法人が支払を受ける利子等

申告と納税

利子割を徴収した金融機関等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

市町への交付

個人に係る利子割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。

県民税配当割

納める人

県内に住所を有し、一定の上場株式等の配当などの特定配当等の支払を受ける個人が負担する税金で、当該上場会社等が配当等の支払の際に徴収し、県に納めます。

納める額

支払を受けるべき特定配当等の額の……… 3%（平成23年1月1日以降は5%）

（注）平成21年1月1日から平成22年12月31日までの2年間は、上場株式等の配当等に対する税率は3%となります。

源泉（特別）徴収の対象となった上場株式等の配当等の金額が年間100万円を超えた場合は、確定申告が必要です。

課税対象

- 1 一定の上場株式等の配当等
- 2 公募公社債投資信託以外の公募証券投資信託の配当等
- 3 特定投資法人の投資口の配当等

申告と納税

配当割を徴収した上場会社等が、徴収の日の属する月の翌月10日までに申告し、納入します。

市町への交付

配当割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割

納める人

県内に住所を有し、証券会社等に設けた源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）における上場株式等の譲渡の対価の支払いを受ける個人が負担する税金で、証券会社等が口座内取引の年間所得額に応じて徴収し、県に納めます。

納める額

源泉徴収口座内の特定株式等譲渡所得金額の……… 3%（平成23年1月1日以降は5%）

（注）平成21年1月1日から平成22年12月31日まで2年間は、上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率は3%となります。

源泉徴収口座及び源泉徴収口座以外の上場株式等に係る譲渡所得等の合計金額が年間500万円を超えた場合は、確定申告が必要です。

課税対象

一定の特定口座における上場株式等の譲渡に係る所得等の金額

申告と納税

株式等譲渡所得割を徴収した証券会社等が、年間分一括納付方式により、原則として翌年の1月10日までに申告し、納入します。

市町への交付

株式等譲渡所得割の59.4%は、個人県民税の収入額に応じて県内市町に交付されます。

個人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を設けて、次の事業を行っている個人に課される税金です。

● 第1種事業（物品販売業など37業種）

物品販売業	保険業	金銭貸付業	物品貸付業
不動産貸付業	製造業	電気供給業	土石採取業
電気通信事業(放送事業を含む。)	運送業	運送取扱業	船舶ていけい場業
倉庫業	駐車場業	請負業	印刷業
出版業	写真業	席貸業	旅館業
料理店業	飲食店業	周旋業	代理業
仲立業	問屋業	両替業	公衆浴場業(温泉・むし風呂など)
演劇興行業	遊技場業	遊覧所業	商品取引業
不動産売買業	広告業	興信所業	案内業
冠婚葬祭業			

● 第2種事業（畜産業など3業種）

畜産業	水産業	薪炭製造業
-----	-----	-------

● 第3種事業（医業など30業種）

医業	歯科医業	薬剤師業	獣医業
あん摩・マッサージ・指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業	装蹄師業	弁護士業	司法書士業
	行政書士業	公証人業	弁理士業
	税理士業	公認会計士業	計理士業
	社会保険労務士業	コンサルタント業	設計監督者業
不動産鑑定業	デザイン業	諸芸師匠業	理容業
美容業	クリーニング業	公衆浴場業(銭湯)	歯科衛生士業
歯科技工士業	測量士業	土地家屋調査士業	海事代理士業
印刷製版業			

納める額

- 第1種事業 課税所得金額の..... 5%
- 第2種事業 課税所得金額の..... 4%
- 第3種事業 あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・柔道整復その他の医業に類する事業及び装蹄師業は、課税所得金額の..... 3%
上記以外の事業は、課税所得金額の..... 5%

税額の計算方法を算式で表わすと、次のようになります。

$$(\text{前年の所得金額} - \text{各種控除額}) \times \text{上記の税率} = \text{税額}$$

各種控除

- 1 事業専従者控除（給与）
生計を一にする15歳以上の親族で、専ら当該事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。
青色申告 青色事業専従者に支払われた適正な給与額
白色申告 事業専従者1人について次のいずれか低い方の金額
 - 配偶者860,000円（配偶者以外の者500,000円）
 - 事業専従者控除前の所得金額 ÷（事業専従者数 + 1）
- 2 損失の繰越控除（青色申告者）
事業による所得が損失（赤字）となったときは、翌年以降3年以内に生じた所得からその損失額を差し引くことができます。
- 3 被災事業用資産の損失の繰越控除
震災、風水害、火災などによって生じた事業用資産の損失の金額は、翌年以降3年間、繰越控除ができます。
- 4 事業用資産の譲渡損失控除及び譲渡損失の繰越控除
事業に使っていた機械、装置、車両などを譲渡したために生じた損失額についても事業による所得の計算上、控除することができます。なお、青色申告をした方は、翌年度以降3年間、繰越控除ができます。
- 5 事業主控除 年290万円

申告と納税

- 1 申告
(1) 申告期限は3月15日です。
(2) 所得税の確定申告書又は県・市町村民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。
この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄、又は、県・市町村民税申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記載してください。
(3) 年の中途に事業をやめた人は、やめた日から1か月以内（死亡により事業をやめたときはその相続人が4か月以内）に申告してください。
- 2 納税
県地方局から送付される納税通知書（納付書）によって、8月と11月の2回に分けて納税します。
ただし、税額が10,000円未満である人は、8月に一括して納めることになっています。

本県では障害者雇用促進のための軽減措置を設けました。
障害者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成20年から平成22年までの各年の所得に対する個人事業税（平成21年度から平成23年度までの各年度の課税分）について、障害者の雇用を拡大した事業主を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。
軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。

法人の事業税

納める人

県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人及び人格のない社団又は財団で収益事業を行っているものに課される税金です。

納める額（外形標準課税対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人）については次頁を参照してください。）

区 分	法人などの区分	税 額	
所得課税分	普通法人 (一般の法人、人格のない社団又は財団)	所得のうち年400万円以下の金額の部分	所得の 5.0%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の部分	所得の 7.3%
		所得のうち年800万円を超える金額の部分	所得の 9.6%
		資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	所得の 9.6%
	特別法人 (協同組合、医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額の部分	所得の 5.0%
		所得のうち年400万円を超える金額の部分	所得の 6.6%
資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人		所得の 6.6%	
収入金額課税分	電気・ガス供給業、保険業を行う法人	収入金額の1.3%	

地方法人特別税の創設に伴い平成20年10月1日から税率が改正されます。詳細は19頁を参照してください。

申告と納税

申告の種類により次のように分類されます。

申告の種類	納める税額	申告と納税の期限
中間申告 (事業年度が6か月を超え、法人税の中間申告額が10万円を超える法人、外形標準課税対象法人)	(1) 予定申告 前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ (2) 仮決算に基づく中間申告 仮決算の課税標準額 × 税率	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告	課税標準額 × 税率 - 中間納付額	事業年度終了の日から2か月(会計監査人の監査を受けることなどの理由によって決算が確定しない法人については3か月)以内
修正申告	(1) 申告した所得(収入)金額に不足があったとき (2) 申告後に税務署の更正を受けたとき 課税標準額 × 税率 - 既納付額	すみやかに 税務署が更正の通知をした日から1か月以内

(注) 1 2以上の都道府県に事務所・事業所を有している法人は、事業の種類によって従業者数、固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数あるいは事務所・事業所数と従業者数などを基準にして、関係都道府県ごとにあん分計算した税額を申告納税します。

2 申告と納税は、法人の県民税と併せて行います。

外形標準課税の概要

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格のない社団等及び投資法人等を除く。）を対象として、法人事業税に外形標準課税制度が創設され、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分から適用されています。

外形標準課税適用法人の法人事業税は、所得割、付加価値割、資本割で構成されています。

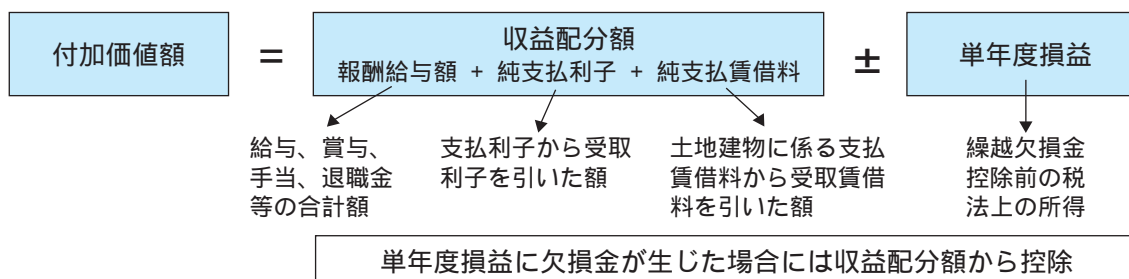
従前		改正後		
所得による課税	税率	所得割	税率	付加価値割 税率 0.48%
	400万円以下		400万円以下	
	400万円超～800万円以下		400万円超～800万円以下	5.5%
800万円超又は軽減税率不適用法人(注)	800万円超又は軽減税率不適用法人(注)	7.2%		

(注) 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

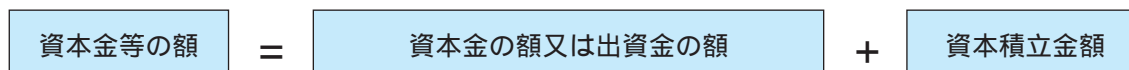
所得割額 = 所得金額 × 税率（下図）

課税標準	法人などの区分	税率
所得及び清算所得 (所得割)	所得のうち年400万円以下の金額の部分	3.8%
	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額の部分	5.5%
	所得のうち年800万円を超える金額の部分	7.2%
	3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人	7.2%

付加価値割額 = 付加価値額 × 0.48%



資本割額 = 資本金等の額 × 0.2%



本県では障害者雇用促進のための軽減措置を設けました。

障害者が自立して暮らすことのできる社会づくりを推進するため、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始される各事業年度の所得に対する法人事業税について、障害者の雇用を拡大した法人を対象に、一定の基準により税の軽減を行います。

軽減の内容は、税率を通常の1/2とするもので、障害者の雇用拡大数1人当たり10万円が軽減の限度額となります。

地方法人特別税の創設

平成20年10月1日以後に開始する事業年度より、法人事業税（所得割・収入割）の標準税率の引下げが行われ、その税率引下げ分に対応して、地方法人特別税（国税）が創設されます。

1 外形対象法人

		改正後	
所得割	税率	税率	地方法人特別税 税率 基準法人 所得割額の 148%
	400万円以下 3.8%	400万円以下 1.5%	
	400万円超～ 800万円以下 5.5%	400万円超～ 800万円以下 2.2%	
	800万円超又は 軽減税率 不適用法人(注) 7.2%	800万円超又は 軽減税率 不適用法人(注) 2.9%	
付加価値割 税率 0.48%	付加価値割 税率 0.48%	資本割 税率 0.2%	資本割 税率 0.2%

2 外形対象外法人

		改正後	
所得割	税率	税率	地方法人特別税 税率 基準法人 所得割額の 81%
	400万円以下 5.0%	400万円以下 2.7%	
	400万円超～ 800万円以下 7.3%	400万円超～ 800万円以下 4.0%	
	800万円超又は 軽減税率 不適用法人 9.6%(注)	800万円超又は 軽減税率 不適用法人 5.3%(注)	

(注) 軽減税率不適用法人とは、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で3以上の都道府県に事務所・事業所がある法人をいいます。

3 収入金課税法人

		改正後	
収入割	税率	税率	地方法人特別税 税率 基準法人 収入割額の 81%
	1.3%	0.7%	

不動産取得税の軽減

次の要件を満たす住宅や住宅用土地を取得した場合は、その取得の日から60日以内に申告すれば、不動産取得税が軽減されます。

1 住宅を取得したときの軽減

$$\text{税額} = (\text{価格 (評価額)} - \text{控除額}) \times 3\% (\text{税率})$$

取得の区分	要件	控除額 (一戸につき)
ア 住宅の新築・増築・改築 [新築未使用住宅の購入を含む。]	<ul style="list-style-type: none"> 1戸 (共同住宅等にあつては、独立的に区画された一の部分) の床面積が50㎡ (1戸建以外の賃貸住宅の場合は40㎡) 以上240㎡以下であること 	1,200万円
イ 既存 (中古) 住宅の取得	<p>次の要件全てに当てはまる住宅の取得であること。</p> <p>(1) 取得者 (個人) が自己の居住の用に供すること。</p> <p>(2) 1戸の床面積が50㎡以上240㎡以下であること。</p> <p>(3) 次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>新築後20年 (非木造住宅 (軽量鉄骨造を除く) の場合は25年) 以内のもの</p> <p>昭和57年1月1日以降に新築された住宅を平成17年4月1日以降に取得したもの。</p> <p>地震に対する安全性に係る基準 (新耐震基準) に適合していることが証明されている住宅を平成17年4月1日以降に取得したもの。 (住宅を取得した後に新耐震基準を満たすことの証明を受けた場合には、軽減措置は適用されません。)</p>	<p>新築年月日</p> <p>S 29.7.1 ~ S 38.12.31 100万円</p> <p>S 39.1.1 ~ S 47.12.31 150万円</p> <p>S 48.1.1 ~ S 50.12.31 200万円</p> <p>S 51.1.1 ~ S 56.6.30 350万円</p> <p>S 56.7.1 ~ S 60.6.30 420万円</p> <p>S 60.7.1 ~ H元.3.31 450万円</p> <p>H元.4.1 ~ H9.3.31 1,000万円</p> <p>H9.4.1 ~ 1,200万円</p>

2 住宅用土地を取得したときの軽減

$$\text{税額} = \text{価格 (評価額)} \times 3\% (\text{税率}) - \text{軽減税額}$$

宅地評価土地の場合は、1/2調整後の価格

取得の区分	要件	軽減税額
ア 新築住宅用土地の取得	<ul style="list-style-type: none"> 土地を取得した日から2年 (平成22年3月31日までの取得の場合は3年) 以内にその土地の上に1アの要件に該当する住宅 (「特例適用住宅」) を新築した場合 (注) 特例適用住宅を新築した日から1年以内にその住宅用土地を取得した場合 	<p>[次のいずれか多い額]</p> <p>45,000円 土地1㎡当たり 評価額 () × (住宅の床面積 × 2) 200㎡限度</p> <p>× 3%</p> <p>() 宅地評価土地の場合は、評価額を1/2に調整した後の価格で計算します。</p>
ア 新築未使用住宅用土地の取得	<ul style="list-style-type: none"> 自己居住用の土地付き特例適用住宅を取得した場合 (土地と住宅の取得時期が異なるときは、土地取得前又は取得後1年以内に住宅を取得していることが必要です。) 自己居住用以外の土地付き特例適用住宅を新築された日から1年以内に取得したとき 	
イ 既存 (中古) 住宅用土地の取得	<ul style="list-style-type: none"> 土地を取得した日から1年以内にその土地の上に1イの要件に該当する住宅 (「既存住宅」) を取得した場合 既存住宅を取得した日から1年以内にその住宅用土地を取得した場合 	

(注) 土地の取得が平成14年4月1日以降の場合、一定の要件を満たせば、土地の取得者と住宅の取得者が異なっても、減額の対象となります。

申告と納税

1 申告

不動産を取得した日から20日以内に申告します。

2 納税

県地方局から送付される納税通知書により、定められた期限までに納税します。

自動車税

納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者（割賦販売（ローンなど）で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主）に課されます。

納める額

主な自動車の年税額は、次のとおりです。

なお、4月1日以降において、自動車を購入（新規登録に限る。）した場合は、その翌月から、また、自動車を廃車（まっ消登録）した場合は、廃車した月までの税額を月割で負担することとなります。

	区 分		年 税 額 (円)		
	総 排 気 量		営業用	自家用	
乗 用 車	1,000cc以下		7,500	29,500	
	1,000cc超 1,500cc以下		8,500	34,500	
	1,500cc超 2,000cc以下		9,500	39,500	
	2,000cc超 2,500cc以下		13,800	45,000	
	2,500cc超 3,000cc以下		15,700	51,000	
	3,000cc超 3,500cc以下		17,900	58,000	
	3,500cc超 4,000cc以下		20,500	66,500	
	4,000cc超 4,500cc以下		23,600	76,500	
	4,500cc超 6,000cc以下		27,200	88,000	
6,000ccを超えるもの		40,700	111,000		
トラック	最大積載量		営業用	自家用	
	1トン以下		6,500	8,000	
	1トン超 2トン以下		9,000	11,500	
2トン超 3トン以下		12,000	16,000		
貨 兼 用 車	最大積載量	総 排 気 量		営業用	自家用
		1,000cc以下		10,200	13,200
		1,000cc超 1,500cc以下		11,200	14,300
	1,500ccを超えるもの		12,800	16,000	
	1トン以下	1,000cc以下		12,700	16,700
		1,000cc超 1,500cc以下		13,700	17,800
1,500ccを超えるもの			15,300	19,500	



申告と納税

1 申 告

自動車を購入、廃車、名義変更などの登録事項の変更等をしたときは、そのつど自動車税の申告書を提出することになっています。

2 納 税

- (1) 賦課期日(4月1日)に自動車を所有している場合は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日までに納めることになっています。また、賦課期日以後に、引越し等で自動車が「他県ナンバー」にかわっても、自動車税の月割計算による減額や新たな課税はありません。
- (2) 4月1日以後に新規登録をした場合は、その登録申請をするときに運輸支局の県税窓口申告書を提出し、納税することになっています。

●自動車税継続検査(車検)用納税証明書

自動車は、道路運送車両法により、1～3年に1回継続検査(車検)を受ける必要があります。この検査を受けるためには、自動車税の継続検査用納税証明書が必要です。(詳細は39ページをご覧ください。)

自動車税のグリーン化税制について

環境にやさしい自動車の開発・普及を促進するため、排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなる一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなりました。

1 環境負荷の小さい自動車...自動車税が下がります！

《平成20～21年度の間に新車新規登録した次の自動車は、翌年度のみ軽減されます。》

対 象 自 動 車	軽減の内容
低公害車（ハイブリッド車を除く。）	約50%軽減
かつ25%以上燃費基準達成車 （は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車）	
かつ15%以上燃費基準達成車 （は平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上性能が良い自動車）	約25%軽減

軽減対象車名は、国土交通省ホームページ（<http://www.mlit.go.jp>）でご覧になれます。

2 環境負荷の大きい自動車...自動車税が上がります！

対 象 自 動 車		重課の内容
ディーゼル車	平成9年3月31日以前に新車新規登録した自動車 〔新車新規登録から12年を経過する日の属する年度の 自動車対象〕	約10%重課 〔20年度以後 廃車される まで適用〕
ガソリン車 L P G 車	平成7年3月31日以前に新車新規登録した自動車 〔新車新規登録から14年を経過する日の属する年度の 自動車対象〕	

ただし、低公害車、一般乗合バスは除きます。

自動車取得税

納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車、二輪車は除きます。）を取得した者（売主が自動車の所有権を留保している場合には、買主）に課されます。

納める額

自動車の取得価額の……… 5%（軽自動車と営業用自動車は3%）

（ただし、自家用自動車の平成20年4月1日から平成20年4月30日までの税率は3%）

低燃費車については、次のとおり課税標準の特例措置があります。

・特例措置：課税標準額（自動車の取得価格）から次の額を控除

		排出ガス基準達成車
燃費基準 達成率	15%以上	15万円
	25%以上	30万円

・燃費基準：ガソリンを燃料とする自動車：平成22年度燃費基準値

軽油を燃料とする自動車：平成17年度燃費基準値

・排出ガス基準 平成17年度規制値より75%以上性能が良い自動車

・取得期間：平成20年5月1日～平成22年3月31日

ハイブリッド車・電気自動車・天然ガス車についても税率の特例措置があります。

免税点

自動車の取得価額が50万円以下の場合は、課税されません。

なお、低燃費車の場合は、15万円又は30万円を控除する前の取得価額で判断します。

非課税

- 1 相続により取得したとき
- 2 法人の合併又は一定の要件に該当する分割により取得したとき
- 3 所有権留保付で売買された自動車の所有権が、売主から買主へ移転したとき

申告と納税

自動車を取得した人が、新規登録、移転登録、使用の届出等をするときに、運輸支局等の県税窓口にて申告書を提出し、証紙により納付します。（愛媛県では、証紙に代えて、証紙代金収納計器により証紙の額面金額に相当する金額を表示する方法により納めます。）

目的税

この税金は、県及び市町道路を整備する費用に充てるために課税されます。

市町に対する交付

自動車取得税の収入の66.5%は、市町道の延長と面積であん分して、市町に交付されます。

身体障害者の方などに対する減免制度

身体や精神に障害のある方が使用する自動車で、一定の要件に該当する場合、申請によって自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。

1 減免を受けることができる方（減免の要件）

（1）身体障害者（身体障害者手帳をお持ちの方）

障害の区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害	1～4級	
聴覚障害	2、3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能、言語障害又は そしゃく機能の障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合）	
上肢不自由	1、2級	
下肢不自由	1～6級	1～3級
体幹不自由	1～5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1、2級
	1～6級	1～3級
心臓機能障害	1～3級	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障害		

（2）戦傷病者（戦傷病者手帳をお持ちの方）

障害の区分	本人が運転する場合	生計同一者、常時介護者の運転の場合
視覚障害	特別項症～第4項症	
聴覚障害		
平衡機能障害		
音声機能障害	特別項症～第2項症 （喉頭摘出による音声機能障害がある場合）	-
上肢不自由	特別項症～第3項症	
下肢不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第3項症
体幹不自由	特別項症～第6項症 第1款症～第3款症	特別項症～第4項症
心臓機能障害	特別項症～第3項症	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこう又は直腸の機能障害		
小腸の機能障害		

（3）知的障害者（療育手帳をお持ちの方）

療育手帳に記載された障害の程度が「A」の方。

（4）精神障害者（精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）

精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1級」の方

2 減免の対象となる自動車

- (1) 身体障害者の方などが所有し、本人が運転するもの。
- (2) 身体障害者の方などが所有し生計を一にする方が運転するもので、当該障害者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (3) 身体障害者の方などのみの世帯の方が所有し常時介護をする方が運転するもので、当該障害者の方の通学・通院・通所・生業のために専ら使用するもの。
- (4) 18歳未満の身体障害者の方、知的障害者及び精神障害者の方の場合、生計を一にする方が所有する自動車も対象となります。

(注) いずれの場合にも減免の対象となる自動車は障害者の方お一人につき1台です。

3 減免の申請手続

対象自動車	申請対象者	申請受付期間と受付場所	減免対象
新たに取得する自動車 (所得する自動車を処分して乗換える場合を含む)	取得する自動車を登録する日に減免の要件に該当する方	登録の時まで 中予地方局課税課自動車所得税係 (愛媛運輸支局内 089-957-6621)	自動車税 自動車取得税
既に自動車を所有している場合 (毎年度の申請手続を含む)	申請年度の4月1日(午前0時)現在で減免の要件に該当する方	毎年4月1日から5月24日 住所地を管轄する地方局課税課(南予地方局にあっては税務課)及び今治又は八幡浜支局の税務室自動車税係	自動車税

(注1) 提出期限後に申請された場合は、減免を受けることができません。

(注2) 住所地を管轄する地方局・支局は45ページを、電話番号は44ページをご覧ください。

4 申請手続に必要なもの

- (1) 自動車税・自動車取得税減免申請書
- (2) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、申請障害者保健福祉手帳(該当するもの)
- (3) 運転免許証
- (4) 自動車税納税通知書
- (5) 印鑑
- (6) 自動車検査証
生計同一の方又は常時介護をする方が運転する場合、上記(1)～(6)のほか次の(7)、(8)の書類が必要です。
- (7) 生計同一証明書又は常時介護証明書
生計同一証明書が不要な場合。
健康保険証で生計同一が確認できる場合。
健康保険証を呈示してください。
申請日前1月以内に発行された住民票で同一世帯が確認できる場合。
住民票を呈示してください。
- (8) 通学・通園・通所証明書、通院証明書又は通勤・生業証明書
学校、幼稚園、施設、病院、勤務先又は民生児童委員の発行する証明書で、自動車の使用回数の記載されたもの(生計同一の方が運転する場合は、使用回数が月4回に満たないものは減免できません。常時介護をする方が運転する場合は、使用回数が週3回に満たないものは減免できません。)

5 減免申請書の請求先

- (1) 住所地を管轄する地方局課税課(南予地方局にあっては税務課)及び今治又は八幡浜支局の税務室
- (2) 申請書等電子配布サービス(愛媛県ホームページ) <http://www.pref.ehime.jp/sinsei/bunya.htm>
減免手続につきましては、愛媛県ホームページにも登載しています。
<http://www.pref.ehime.jp/h10500.html> 内の「自動車税・自動車取得税の減免について」をご覧ください。

鉦区税

納める人

県内に鉦区をもっている人（鉦業権者）に課税されます。

納める額

- 1 砂鉦を目的としない鉦区
試掘鉦区 面積 100アールごとに.....年額200円
採掘鉦区 面積 100アールごとに.....年額400円
ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記の税率の2/3となります。
- 2 砂鉦を目的とする鉦区
河床 延長 1,000メートルごとに.....年額600円
河床でないもの 面積 100アールごとに.....年額200円

（注）4月1日以後に鉦業権を設定したときは、その翌月から、また、鉦業権の消滅があったときは、その月まで年額を月割計算した額です。

納税の方法

毎年4月1日現在の鉦業権者は、県地方局から送付される納税通知書により5月31日までに、4月1日以後に鉦業権を取得した者は、納税通知書に指定した日までに納めることになっています。

核燃料税

納める人

発電用原子炉の設置者に課税されます。

納める額

発電用原子炉に挿入された核燃料の価額の.....10%

申告と納税

核燃料を挿入した日から起算して2か月（発電用原子炉の設置後最初に装荷が行われた場合にあつては、3か月）を経過する日の属する月の末日までに申告し、納税します。

本県の核燃料税は、昭和54年1月に創設し、以降、5年ごとに更新しており、現行の条例は、平成21年1月が適用期限となっていることから、期間満了時に見直し・検討を行います。

狩猟税

納める人

狩猟者の登録を受ける人に課される税金で、狩猟者の登録を受ける県で課されます。

納める額

種 類		税 額	(注)1の場合の税額
第1種銃猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	11,000円	5,500円
	上記以外の人	16,500円	8,200円
網猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
わな猟免許に係る登録を受ける人	県民税の所得割額を納めなくてもよい人（農林水産従業者以外の人で控除対象配偶者又は扶養親族である人を除く。）〔軽減税率〕	5,500円	2,700円
	上記以外の人	8,200円	4,100円
第2種銃猟免許に係る登録を受ける人		5,500円	2,700円

(注)1 平成20年4月1日から平成25年3月31日の間に対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受ける場合及び対象鳥獣捕獲員として狩猟者の登録を受けた者が対象鳥獣捕獲員でなくなった場合であって、その者が再び狩猟者の登録を行う場合は、通常の税率の2分の1の額（100円未満切捨て）

2 網猟免許・わな猟免許……銃器の使用以外の方法による狩猟の免許 例、はこわな・なげ網等

第1種銃猟免許……空気銃を除く銃器を使用する狩猟の免許

第2種銃猟免許……空気銃を使用する狩猟の免許

第1種銃猟免許登録を受けた者が空気銃を使用する場合には、空気銃に係る狩猟税は課税されません。

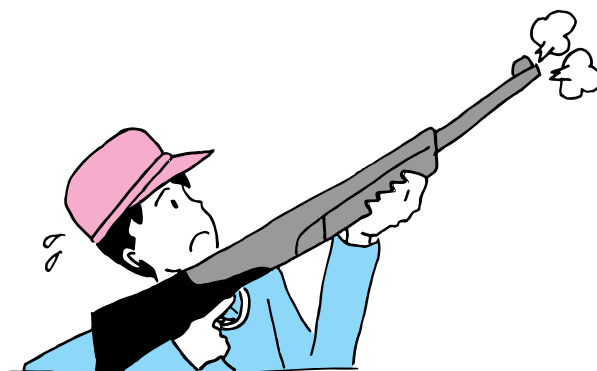
納 税

狩猟者の登録を受けるときに、狩猟税申告書に県税証紙をはって納税します。

この際に、軽減税率の適用を受けようとする人は、県民税の課税状況を証する市町長の証明書を提出してください。

目的税

狩猟税は、鳥獣の保護及び狩猟に関する行政の事務費用に充てるため課税されます。



地方消費税

納める人

地方消費税には、国内取引に課される「譲渡割」と、輸入取引に課される「貨物割」があり、納める人は消費税を納める人と同じになっています。

- **譲渡割** 課税資産の譲渡等を行う個人事業者及び法人（国内取引）
- **貨物割** 課税貨物を保税地域から引き取る者（輸入取引）
 （保税地域とは、輸入手続未了の外国貨物を蔵置し、加工、製造等を行うことができる場所として、財務大臣が指定し又は税関長が許可した場所です。）

納める額

消費税額の.....25%（消費税率に換算すると1%相当となります。）

申告と納税

- **譲渡割** 消費税の申告と併せて税務署に申告納付することになっています。

申告の種類		納める税額	申告と納税の期限
中間申告	直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円超の場合	前事業年度の税額 × $\frac{1}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後各月毎に経過した日から2か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が400万円超4,800万円以下の場合	前事業年度の税額 × $\frac{3}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後3、6、9か月を経過した日から2か月以内
	直前の課税期間の確定消費税額が48万円超400万円以下の場合	前事業年度の税額 × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	課税期間開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
確定申告		消費税額 × 税率 - 中間納付額	個人：3月31日 法人：課税期間の末日の翌日から2か月以内

（注）中間申告は、各中間申告対象期間について、仮決算を行い、計算した税額により中間申告・納付することができます。

- **貨物割** 課税貨物引取時までに税関に申告納付することになっています。

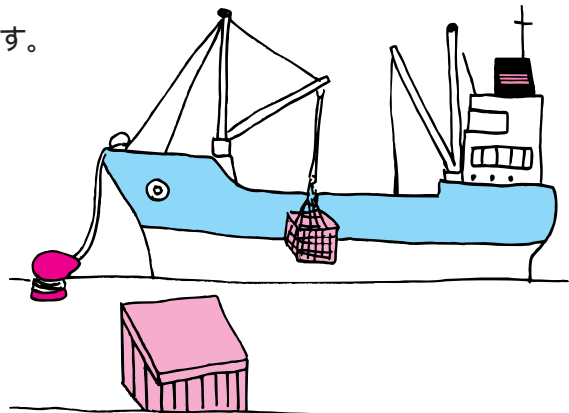
納付された地方消費税については、納付があった月の翌々月末日までに、国から税務署や保税地域の所在する都道府県に払い込まれます。

また、都道府県は徴収取扱費を国に支払います。

市町への交付

各都道府県に払い込まれた地方消費税は、都道府県ごとの消費に関連する指標に基づいてあん分され、都道府県間で清算されます。

清算後の金額の2分の1相当額は、人口及び従業者数に応じて県内市町に交付されます。



県たばこ税

納める人

製造たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が、小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課される税金で、たばこの製造者、輸入業者、卸売販売業者が納めます。

納める額

1,000本につき1,074円

ただし、旧3級品の紙巻たばこは、1,000本につき511円です。

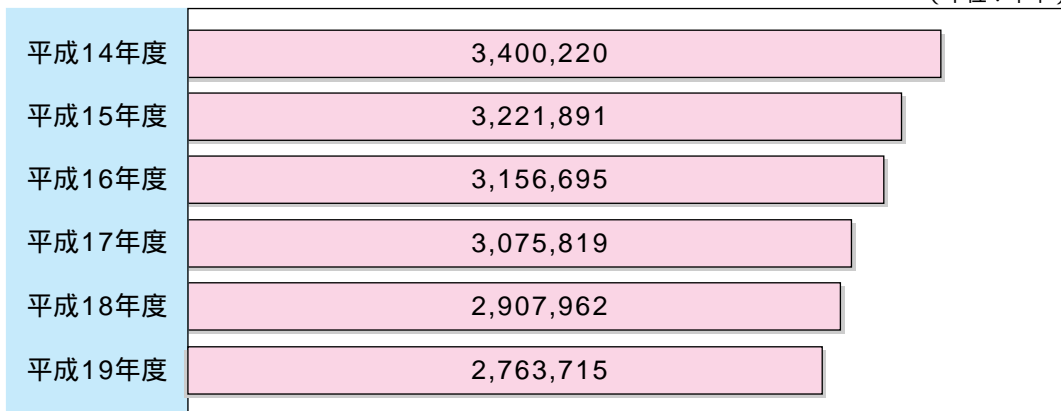
(旧3級品紙巻たばこ……エコー、しんせい、わかばなど6品目)

申告と納税

毎月分をまとめて翌月末日までに申告し、納税します。

○県内のたばこの売り渡し本数の推移

(単位：千本)

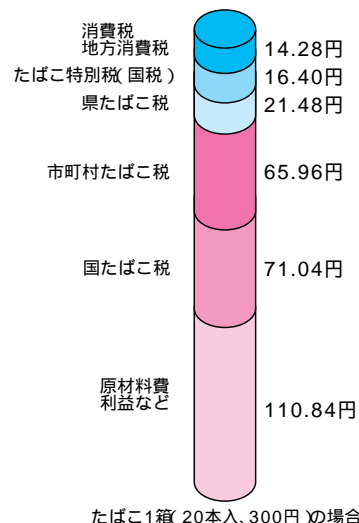


○たばこ関係税の内訳

税率(1,000本当たり)

区分	税率	割合
国	3,552	40.6
県	1,074	12.3
市町村	3,298	37.7
たばこ特別税(国)	820	9.4
合計	8,744	100.0

(単位：円、%)



ゴルフ場利用税

納める人

ゴルフ場の利用に対して課される税金で、ゴルフ場を利用した人がゴルフ場の経営者を通じて納めます。

納める額

利用者1人1日につき230円から1,000円を納めることとなります。

その税率は、ゴルフ場の規模などによるゴルフ場ごとの等級で決められており、次の表のとおりです。

等級	税	率
1 級	1人1日につき	1,000円
2 級	1人1日につき	800円
3 級	1人1日につき	600円
4 級	1人1日につき	450円
5 級	1人1日につき	330円
6 級	1人1日につき	230円

次の者が利用する場合には、非課税となります。ただし、利用者が免許証、障害者手帳や学生証等を提示して、次の者であることを証明する場合に限られます。

年齢18歳未満の者

年齢70歳以上の者

障害者

国民体育大会及びその予選会（最終選考のみ）に選手として参加する者

学校の教育活動としてゴルフを行う学生、生徒、児童及び引率する教員

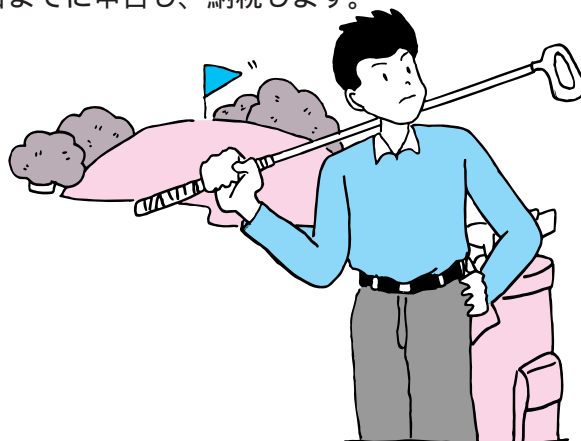
（国体や学校の教育活動として使用する場合は、県の教育委員会、学校長の証明書が必要です。）

申告と納税

ゴルフ場の経営者が毎月分をまとめて翌月の15日までに申告し、納税します。

市町に対する交付

ゴルフ場利用税の収入の10分の7は、ゴルフ場所在の市町に交付されます。



軽油引取税

納める人

特約業者、元売業者から軽油を引き取った人

軽油に軽油以外の油（灯油・重油など）を混和するなどして製造された軽油（製造軽油）を販売した販売業者

軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した販売業者または消費した場合の自動車の保有者

納める額

軽油 1 キロリットルにつき.....32,100円（1リットルにつき32円10銭）

ただし、平成20年4月1日から平成20年4月30日までは15,000円（1リットルにつき15円）

申告と納税

1 納入申告及び納税

特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

2 納付申告及び納税

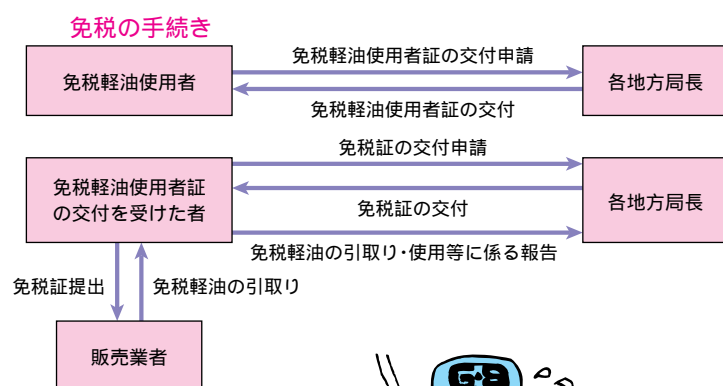
販売業者が、製造軽油を販売したり、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の保有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納税します。

目的税

この税金は、道路に関する費用に充てるため課税されます。

免 税

農業、林業、漁業、鉱物の掘採事業その他の特定の事業の用途に使用される軽油は手続きにより免税となります。



製造軽油にも軽油引取税が課税されます！

軽油に灯油・重油などを混ぜて販売したり、バスやトラック等の保有者が軽油に灯油・重油などを混ぜて使用している場合にも軽油引取税が課税されます。

また、軽油に灯油や重油を混ぜるなどして軽油の製造・販売又は消費を行う人は、事前に県地方局で承認を受けるとともに、それらを行った時期・数量等を帳簿に記載しなければなりません。

さらに、知事の承認を受けずに不正に軽油等を製造した者や、不正軽油と知りつつ購入、運搬又は保管等を行った者、不正軽油を製造すると知って、原材料や薬品、施設等を提供した者等に対し罰則が科せられます。



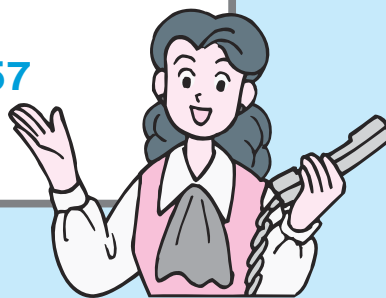
愛媛県では、不正軽油の防止に向けて、「不正軽油ホットライン」を開設しております。
不正軽油に関する情報をお寄せください。

不正軽油ホットライン

東 予地方局 ☎ **0897-53-3054**
(Eメール tou-kazei@pref.ehime.jp)

中 予地方局 ☎ **089-915-1110**
(Eメール chu-kazei@pref.ehime.jp)

南 予地方局 ☎ **0895-22-5257**
(Eメール nan-zeimu@pref.ehime.jp)



《不正軽油とは》

不正軽油には、脱税を目的として、軽油に灯油や重油を混ぜる「混和軽油」や重油、灯油を原料に製造する「密造軽油」等があり、これら不正軽油の使用は、ディーゼル車の排気ガス中の有害物質を増加させ、環境にも悪影響を及ぼすといわれております。

《次のような情報を受け付けています》

- (1) 密造施設についての情報
- (2) 販売業者についての情報
- (3) 使用・流通についての情報

資源循環促進税

納める人

産業廃棄物を埋立処分するために県内の最終処分場へ搬入したときに課される税金で、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が最終処分場の経営者を通じて納めます。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が直接県に納めます。

納める額

最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき1,000円（平成19年4月1日から平成21年3月31日までの搬入については333円、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの搬入については666円）です。

重量の計測が困難な場合には、県が定める方法により体積を重量に換算します。

産業廃棄物を排出した事業者（最終処分業者である者を除く。）が自ら設置する専用の最終処分場で埋立処分する場合には、最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トンにつき500円（平成19年4月1日から平成21年3月31日までの搬入については166円、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの搬入については333円）です。

申告と納税

最終処分場の経営者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

なお、産業廃棄物を排出した事業者（中間処理業者を含む。）が自ら設置する最終処分場において埋立処分する場合には、その事業者が四半期分をまとめて申告し、納税します。

目的税

資源循環促進税の税収は、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため課税されます。

その他

資源循環促進税は、法定外目的税であり、愛媛県が独自に創設した税です。

平成19年4月1日から導入しており、導入後3年を目途に効果測定、5年を目途に見直しを行うこととしています。

延滞金・加算金

延滞金

税金を納期限までに納めないときに、次に掲げる金額が延滞金として加算されて徴収されます。

区 分	加算される額
納期限の翌日から1か月を経過する日まで	税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額 ただし、前年11月30日経過時の特例基準割合が7.3%を下回る場合は、その年内(1月1日から12月31日まで)の延滞金の率は特例基準割合(平成20年中は4.7%)となります。 特例基準割合=公定歩合(前年11月30日経過時)+4% [小数点1位未満切り捨て]
1か月を経過する日の翌日から納税の日まで	税額に年14.6%の割合を乗じて計算した額

ただし、

延滞金の基礎となる税額が2,000円未満であるときは、延滞金はかかりません。

また、延滞金の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときは、この端数を切り捨てて計算します。

算出された延滞金に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てます。

また、延滞金の金額が1,000円未満であるときは、延滞金は徴収されません。

加算金

県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人の事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、核燃料税及び資源循環促進税について、事実より少なく申告したり、申告しなかった場合などに徴収されます。

過少申告加算金

期限内に申告した場合で、その申告額が実際より少なかったために、後日正しい額に訂正したり(修正申告)、訂正された(更正)場合にかかります。

納める額 増差税額の10%

なお、訂正により増加した税額が、期限内に申告した税額又は50万円のいずれが多い額を超える場合には、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

不申告加算金

期限後に申告をした場合又は申告しなかった場合にかかります。

納める額 納める税額の15%

なお、納付すべき税額が50万円を超える部分に対しては、その超える部分の税額の5%をさらに加算します。

ただし、決定（申告がないため、県が調査により税額を決めること）があることを予知しないで期限後に申告した場合は、5%です。

重加算金

二重帳簿を作るなどして、故意に税を免れようとした場合にかかります。

この場合には過少申告加算金、不申告加算金はかかりません。

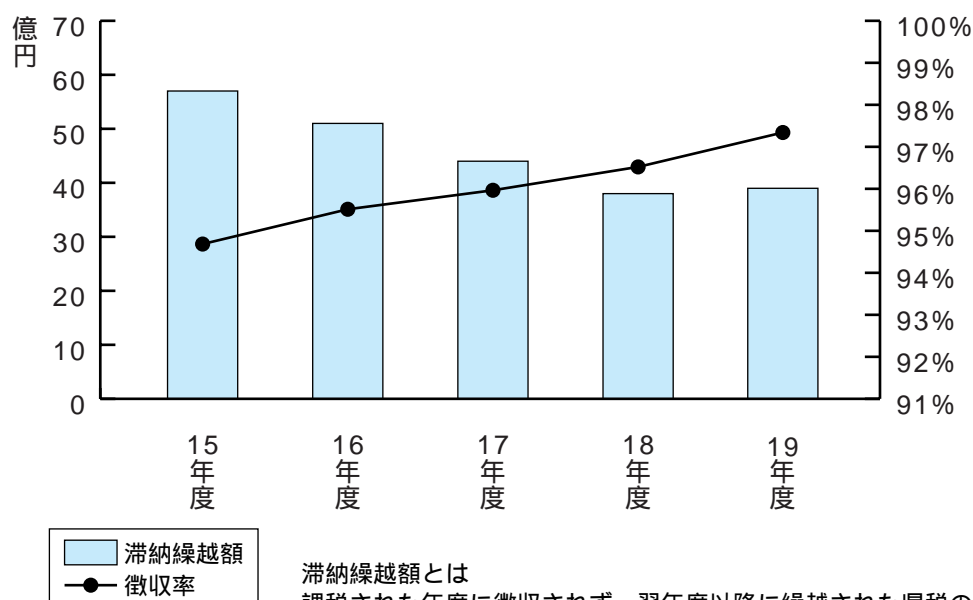
納める額 期限内に申告をしている場合・・・増差税額の35%

期限後に申告をした場合又は申告をしなかった場合・・・納める税額の40%

県税徴収率の推移

愛媛県では、平成15年度を「滞納整理元年」と位置付け、平成16年度から20年度の5年間で、滞納繰越額の縮減を図り、徴収率の向上に努めています。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
滞納繰越額	57億円	51億円	44億円	38億円	38億円
徴収率	94.4%	95.5%	96.1%	96.6%	97.4%



滞納繰越額とは
課税された年度に徴収されず、翌年度以降に繰越された県税の額
19年度に所得税から住民税への税源移譲が行われました。

納税の猶予や県税の減免

税金を納期限までに納税できない事情のある方は、お早めに所管の（申告先又は納付書を送付してきた）各地方局県税窓口にご相談ください。納期限の延長、納税の猶予や税金の減額・免除が認められる場合があります。

納税の猶予

- 理由
- 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき
 - 2 本人や親族が病気やケガをしたとき
 - 3 事業に大きな損害を受けたとき又は事業を廃止したとき
- 期間 1年以内（事情により最高2年以内）

納期限の延長

理由 災害などにより納期限までに納税や申告ができない場合には、期限が延長されます。

期間 災害などがやんだときから2か月以内

県税の減免

それぞれの理由に該当したときは、県税が減額又は免除されます。

個人の県民税

個人の市・町民税が減免されたとき

個人の事業税

災害などにより損害を受けたとき

不動産取得税

災害により不動産に損害を受けたため、それに替わる不動産を取得したとき

取得した不動産が災害を受けたとき

自動車税及び自動車取得税

災害により自動車に損害を受けたため、それに替わる自動車を取得したとき

取得した自動車が災害を受けたとき

身体障害者の方などへの自動車税及び自動車取得税の減免

身体又は精神に障害がある方が所有又は使用する自動車で、一定の要件に該当する場合は、申請によって減免を受けることができます。

詳しくは、身体障害者の方などに対する減免制度（25ページ）をご覧ください。

県税における救済制度

更正の請求

法人県民税、県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税及び資源循環促進税の申告書を提出した後に、税額が過大であったことなどを発見したときは、法定納期限から1年以内（国の税務官署の更正があった場合など、特定の場合は、その理由が生じた日の翌日から起算して2か月以内）に限り、更正の請求をすることができます。

県税に対する不服申立て

県税の賦課、徴収などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日から起算して原則として60日以内に、知事に対して「審査請求」をすることができます。

審査請求書は、なるべく所在地を管轄する地方局県税窓口を經由して提出してください。

県税の賦課、徴収についての訴えは、その審査請求に対する判決を経た後、その判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に愛媛県を被告として（愛媛県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、次のアからウまでのいずれかに該当するときは、当該判決を経ないで訴えを提起することができます。

ア 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。

イ 処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要がある場合。

ウ その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

こんな時は、最寄の地方局
県税窓口へ御相談ください！

県税の納税証明書

納税証明書には、納税証明書（一般用）と自動車税継続検査用納税証明書があります。

納税証明書（一般用）

課税（申告）額、納税額、その他一定の事項を証明するものです。

請求窓口

申告又は課税した各地方局県税窓口（ただし、「県税に未納がない旨の証明書」については、申告又は課税した各地方局以外の地方局及び支局の県税窓口においても請求することができます。）

請求の際に必要なもの

- ・ 印鑑（法人の場合は代表者印）
- ・ 代理人の方は、委任状又は代理権授与通知書
- ・ 領収書

交付手数料

納税証明書1件につき400円

自動車税継続検査用納税証明書

この納税証明書は、車検の時に必要とするものです。

5月にお送りする自動車税納税通知書には、この納税証明書が添付されていますので、納税された後は自動車検査証と一緒に保管してください。

自動車税の納税証明書に*印の表示があるのは、前年度までの自動車税（または延滞金）に未納があるためです。*印の表示がある自動車税の納税証明書では車検を受けることができませんので、納税されたうえで交付請求してください。

この納税証明書は車検のとき以外は使用できませんので、所有権留保解除、移転、抹消などの目的で必要とされる場合は、納税証明書（一般用）を請求してください。

請求窓口

- ・ 各地方局及び支局の県税窓口

請求の際に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 自動車検査証
- ・ 領収書

詳しくは、各地方局及び支局
の県税窓口に御相談ください。

県税の便利な納税方法

口座振替による納税

県では、個人事業税及び自動車税の納税に便利な口座振替納税制度を実施していますので、御利用ください。

口座振替を申し込むと...

納税のために、わざわざ金融機関に出かけなくてもあなたの口座から自動的に納税でき、ウツカリ忘れをシッカリ防ぎます。

申込方法

口座をお持ちの金融機関窓口でお申し込みいただけます。(各地方局県税窓口にも申込用紙を用意しております。)

口座のお届け印を御持参のうえ、お申し込みください。

郵便局のほか一部取り扱うことのできない金融機関があります。

詳しくは、最寄の各地方局税窓口へお尋ねください。

軽自動車税(市町税)については、お住まいの市町役場へお問い合わせください。(47ページ)

口座振替 Q&A

Q1 いつまでに申し込めばいいの？

税目	申込期限	振込開始時期	振替日
自動車税	平成21年1月末日まで	平成21年度分から	5月末日
個人事業税	平成20年5月20日まで	平成20年度の1期分から	1期分 8月末日
	平成20年8月末日まで	平成20年度の2期分から	2期分 11月末日

期限後のお申込みは、翌年より対応します。

納期限の日が休日(土・日曜日)の場合は、休日の翌日が振替日となります。

Q2 申込みの手続きは？

指定の申込書にご記入いただき、金融機関の窓口で申し込みます。口座のご登録印をお持ちのうえ、金融機関に備え付けの申込書に自動車の登録番号や口座番号などを記入して申し込んでください。

Q3 納税証明書はいつもらえるの？

振替日(納期限)の約2週間後に、各地方局から郵送で『口座振替済通知書及び納税証明書』をお送りします。

Q4 家族の口座でも振替できるの？

できません。納税義務者ご本人名義の口座でお申込みをお願いします。

Q5 口座振替にしたけれど、車を買って替えたなら手続きが必要？

新車の購入や買い換えをしても、住所・氏名・口座等の内容に変更がなければ、そのまま口座振替されますので、手続きは不要です。

なお、税目・金融機関・支店・口座番号等を変更する場合は再度、お申込みをお願いします。

転居された場合は、お近くの県地方局税務(管理)課までご連絡ください。

県税の申告と納税の期限

税目	申告	納期	納める方法
個人の県民税 (森林環境税)	給与所得の人については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	通常6月から5月まで毎月徴収して翌月10日	給与支払者が特別徴収して納入
	給与以外の所得の人は3月15日	通常6月・8月・10月及び1月末日	普通徴収
法人の県民税 (森林環境税)	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日	申告納付
県民税利子割	毎月分を翌月10日	〃	申告納入
県民税配当割	毎月分を翌月10日	〃	〃
県民税株式等譲渡所得割	毎年分を翌年1月10日	〃	〃
個人の事業税	3月15日	8月及び11月末日	普通徴収
法人の事業税	事業年度が終了した日から2か月以内	申告と同じ日	申告納付
地方消費税	譲渡割 個人：3月31日 法人：課税期間の末日から2か月以内	〃	〃
	貨物割 課税貨物引取の時	申告と同じ時	〃
不動産取得税	取得した日から20日以内	取得のつど県が定めた日	普通徴収
県たばこ税	毎月分を翌月末日	申告と同じ日	申告納付
ゴルフ場利用税	毎月分を翌月15日	〃	申告納入
自動車税	取得・消滅又は変更した日	5月末日	普通徴収
		新規登録の日	証紙徴収 (証紙代金収納計器)
鉱区税	取得の日から10日以内	5月末日	普通徴収
核燃料税	核燃料を挿入した日から2か月を経過する日の属する月の末日	申告と同じ日	申告納付
自動車取得税	登録又は届出をした日	〃	申告納付 (証紙代金収納計器)
狩猟税	登録を受ける日	〃	証紙徴収
軽油引取税	毎月分を翌月末日	〃	申告納入(納付)
資源循環促進税	四半期ごとに翌月末日(申告月は4月、7月、10月、1月)	〃	〃

●普通徴収

.....県が納税者に納税通知書を交付することによって県税を徴収することをいいます。

●申告納付

.....納税者がその納付すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいいます。

●申告納入

.....特別徴収義務者がその徴収すべき県税の課税標準額及び税額を申告し、納税することをいいます。

●証紙徴収

.....県が発行する証紙を申告書などに貼って納税することをいいます。

納税カレンダー

月	県 税	国 税	市 町 村 税
4			軽自動車税 固定資産税（第1期分） 都市計画税（第1期分）
5	自動車税 鉦区税		
6			個人住民税（第1期分）
7		所得税（第1期分）	固定資産税（第2期分） 都市計画税（第2期分）
8	個人事業税（第1期分）		個人住民税（第2期分）
9			
10			個人住民税（第3期分）
11	個人事業税（第2期分）	所得税（第2期分）	
12			固定資産税（第3期分） 都市計画税（第3期分）
1			個人住民税（第4期分）
2			固定資産税（第4期分） 都市計画税（第4期分）
3	個人事業税の申告 （15日まで） 個人事業者に係る地方消費 税確定申告と納税 （31日まで）	消費税（個人事業者の） 申告納付 1月1日～3月31日 贈与税の申告納付 2月1日～3月15日 所得税の確定申告納付 2月16日～3月15日	個人住民税の申告 （15日まで）

- 注1 住民税、固定資産税及び軽自動車税の納期限は、市町によって異なる場合があります。
 注2 申告や納付期限が土曜日又は休日に当たる場合は、休日の翌日とその納期限となります。
 注3 このほかの県税の納期限については、前ページを御覧ください。

県税を納める場所

指定金融機関

伊予銀行

指定代理金融機関

愛媛銀行

愛媛県信用農業協同組合連合会

(指定代理金融機関の業務代理を行う農業協同組合へ払い込むことができます。)

収納代理金融機関

みずほ銀行 三井住友銀行

(県内に所在する次の金融機関の本店、支店等)

愛媛信用金庫	宇和島信用金庫	東予信用金庫	川之江信用金庫
四国労働金庫	愛媛県信用漁業協同組合連合会		中国銀行
広島銀行	山口銀行	阿波銀行	百十四銀行
四国銀行	西日本シティ銀行	徳島銀行	香川銀行
高知銀行	住友信託銀行	商工組合中央金庫	

県が収納の事務を委託した者

- 愛媛県、徳島県、香川県及び高知県の各県内に所在するゆうちょ銀行の支店及び出張所(ゆうちょ銀行が銀行代理店契約を締結した郵便局を含む。)
- 新居浜市役所(20年度自動車税定時課税分のみ5月10日～6月10日)
- 次のコンビニエンスストア(20年度自動車税定時課税分 20年6月30日まで)

エーエム・ピーエム エブリワン 暮らしハウス ココストア コミュニティ・ストア
アサークルK サンクス スパー北海道 スリーエイト スリーエフ 生活彩家
セイコーマート セーブオン セブンイレブン デイリーヤマザキ ファミリーマ
ート ポプラ ミニストップ ヤマザキデイリーストア ローソン 50音順

県地方局及び支局